

佐倉市中小企業資金融資制度一覧表（令和2年度版）

資金名	資金使途	資金概要および融資対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	償還方法	融資利率	利子補給率	責任共有制度	信用保証	信用保証料	連帯保証人 及び担保
事業資金	運転資金	中小企業者が事業の経営上必要とする資金 ・市内に事務所等を有し、1年以上継続して同一の事業を営んでいること ・中小企業者が個人の場合には、市内に1年以上居住していること	2,000万円以内	5年以内	割賦 ※元金均等払い	1年以内 年 1.85% 1年超～3年以内 年 2.0% 3年超～5年以内 年 2.1% 5年超～10年以内 年 2.4%	年3.0%、または融資利率の1/2のいずれか低い方	対象	普通保証	年0.45%～1.90%までの9区分 ※別紙に示す条件を満たす場合は、上記信用保証料から一律0.15%割引	
	設備資金		3,000万円以内	10年以内		1年以内 年 1.75% 1年超～3年以内 年 1.9% 3年超～5年以内 年 2.0% 5年超～10年以内 年 2.3%					
小規模事業資金	運転資金	小口零細企業保証制度の対象となる資金で、小規模企業者（欄外参照）が、事業の経営上必要とする資金 ・市内に事務所等を有し、1年以上継続して同一の事業を営んでいること ・中小企業者が個人の場合には、市内に1年以上居住していること ※ほかに保証協会の保証付融資残高がある場合、融資限度額は2,000万円からその残高を減じた額、または1,250万円が融資限度額 ※NPO法人（医業を主たる事業とするものを除く）は小口零細企業保証制度の対象外となっているため、小規模事業資金は利用できません。	1,250万円以内	5年以内	割賦 ※元金均等払い	1年以内 年 1.75% 1年超～3年以内 年 1.9% 3年超～5年以内 年 2.0% 5年超～10年以内 年 2.3%	年3.0%、または融資利率の1/2のいずれか低い方	対象外	小口零細企業保証	年0.50%～2.20%までの9区分 ※保証協会の「特別小口保険（保名保証）」の適用を受ける個人の場合は、年1.00%	
	設備資金			10年以内		1年以内 年 1.75% 1年超～3年以内 年 1.9% 3年超～5年以内 年 2.0% 5年超～7年以内 年 2.3%					
創業支援資金	運転資金	①市内で新たに事業を開始しようとする創業者が事業の経営上必要とする資金 ・借入金額と同額以上の自己資金を有すること ・次のア～ウのいずれかに該当すること ア：事業を営んでいない個人であって、新たに1月以内に市内で事業を開始する具体的な計画を有すること（現に市内に居住していること） イ：事業を営んでいない個人であって、新たに2月以内に市内に本店等を設置する会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有すること（現に市内に居住していること） ウ：会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに市内に本店等を設置する会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有すること ②新規中小企業者が事業の経営上必要とする資金 ・次のア～イのいずれかに該当すること ア：市内で創業後5年未満の個人であり、引き続き市内において事業を行い、かつ、居住していること イ：市内に本店等を設置する会社を設立後、5年未満であり、本店等の所在地が引き続き市内にあること	1,500万円以内	5年以内 (据置期間6月以内)	割賦 ※元金均等払い	1年以内 年 1.75% 1年超～3年以内 年 1.9% 3年超～5年以内 年 2.0% 5年超～7年以内 年 2.3%	年3.0%、または融資利率の1/2のいずれか低い方	対象外	創業等関連保証	一定料率0.80% ※下記条件を満たす場合は、0.60% ①新たに事業を開始しようとする創業者又は事業を開始して1年を経過していない新規中小企業者 ②認定経営革新等支援機関から創業計画の策定支援を受けていること ※上記割引を受けた場合、年2回以上、取扱金融機関に対し、計画の実行状況を報告する必要があります	保証人：原則不要 (法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しない) 担保：必要に応じて (特別小口保険の場合は保証人及び担保は不要)
	設備資金			7年以内 (据置期間12月以内)		1年以内 年 1.65% 1年超～3年以内 年 1.8% 3年超～5年以内 年 1.9% 5年超～7年以内 年 2.2%					
女性・若者チャレンジ資金	運転資金	①市内で新たに事業を開始しようとする創業者（女性又は若者）が事業の経営上必要とする資金（※若者…40歳未満の方） ・次のア～ウのいずれかに該当すること ア：事業を営んでいない個人（現に市内に居住している女性又は若者）であって、新たに1月以内に市内で事業を開始する具体的な計画を有すること イ：事業を営んでいない個人（現に市内に居住している女性又は若者）であって、新たに2月以内に市内に本店等を設置する会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有すること ウ：会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに市内に本店等を設置する会社（代表者が女性又は若者）を設立し、事業を開始する具体的な計画を有すること ②新規中小企業者が事業の経営上必要とする資金 ・次のア～イのいずれかに該当すること ア：市内で創業後5年未満の個人（女性又は若者）であり、引き続き市内において事業を行い、かつ、居住していること イ：市内に本店を設置する会社（代表者が女性又は若者）を設立後、5年未満であり、本店等の所在地が引き続き市内にあること（設立時から市の申請受領時まで代表者が女性又は若者であること）	500万円以内	5年以内 (据置期間6月以内)	割賦 ※元金均等払い	1年以内 年 1.65% 1年超～3年以内 年 1.8% 3年超～5年以内 年 1.9% 5年超～7年以内 年 2.2%	年3.0%、または融資利率の1/2のいずれか低い方	対象外	創業関連保証又は創業等関連保証	一定料率0.80% ※下記条件を満たす場合は、0.60% ①新たに事業を開始しようとする創業者又は事業を開始して1年を経過していない新規中小企業者 ②認定経営革新等支援機関から創業計画の策定支援を受けていること ※上記割引を受けた場合、年2回以上、取扱金融機関に対し、計画の実行状況を報告する必要があります	保証人：原則不要 (法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しない) 担保：必要に応じて (特別小口保険の場合は保証人及び担保は不要)
	設備資金			7年以内 (据置期間12月以内)		1年以内 年 1.65% 1年超～3年以内 年 1.8% 3年超～5年以内 年 1.9% 5年超～7年以内 年 2.2%					
創業支援関連 さくらチャレンジ資金	運転資金	①市内で新たに事業を開始しようとする創業者が事業の経営上必要とする資金 ・次のア～ウのいずれかに該当すること ア：事業を営んでいない個人であって、新たに6月以内（※1）に市内で事業を開始する具体的な計画を有すること イ：事業を営んでいない個人であって、新たに6月以内に市内に本店等を設置する会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有すること ウ：会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに市内に本店等を設置する会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有すること ※1 国の認定を受けた創業支援事業計画に記載された特定創業支援事業における創業についての指導、助言等を受けたものでない場合は、1月以内 ※2 国の認定を受けた創業支援事業計画に記載された特定創業支援事業における創業についての指導、助言等を受けたものでない場合は、2月以内	1,000万円以内	5年以内 (据置期間6月以内)	割賦 ※元金均等払い	1年以内 年 1.55% 1年超～3年以内 年 1.7% 3年超～5年以内 年 1.8% 5年超～7年以内 年 2.1%	年3.0%、または融資利率の1/2のいずれか低い方	対象外	創業関連保証	一定料率0.80% ※下記条件を満たす場合は、0.60% ①新たに事業を開始しようとする創業者又は事業を開始して1年を経過していない新規中小企業者 ②認定経営革新等支援機関から創業計画の策定支援を受けていること ※上記割引を受けた場合、年2回以上、取扱金融機関に対し、計画の実行状況を報告する必要があります	保証人：原則不要 (法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しない) 担保：必要に応じて (特別小口保険の場合は保証人及び担保は不要)
	設備資金			7年以内 (据置期間12月以内)		1年以内 年 1.55% 1年超～3年以内 年 1.7% 3年超～5年以内 年 1.8% 5年超～7年以内 年 2.1%					
商店街活性化資金	運転資金	【要件1】商店街の空き店舗等で事業を開始しようとする創業者又は新規中小企業者が事業の経営上必要とする資金 ①商店街の空き店舗等で事業を開始しようとする創業者が事業の経営上必要とする資金 ・借入金額と同額以上の自己資金を有すること ・次のア～ウのいずれかに該当すること ア：事業を営んでいない個人であって、新たに1月以内に市内の商店街の空き店舗等で事業を開始する具体的な計画を有すること（現に市内に居住していること） イ：事業を営んでいない個人であって、新たに2月以内に市内の商店街の空き店舗等に本店等を設置する会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有すること（現に市内に居住していること） ウ：会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに市内の商店街の空き店舗等に本店等を設置する会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有すること ②商店街の空き店舗等で事業を開始しようとする新規中小企業者が事業の経営上必要とする資金 ・次のア～イのいずれかに該当すること ア：市内で創業後5年未満の個人で、引き続き市内において事業を行い、かつ、居住しており、新たに商店街の空き店舗等で事業を開始する具体的な計画を有すること イ：市内に本店等を設置する会社を設立後、5年未満であり、その会社の本店等を市内の商店街の空き店舗等に移転させて事業を開始する具体的な計画を有すること	1,500万円以内 【◆要件1の場合、運転資金は500万円以内】 【◆要件2の場合、設備資金のみ。また、必要資金の80%以内を限度】	5年以内 (据置期間6月以内)	割賦 ※元金均等払い	1年以内 年 1.65% 1年超～3年以内 年 1.8% 3年超～5年以内 年 1.9% 5年超～7年以内 年 2.2%	年3.0%、または融資利率の1/2のいずれか低い方	対象外	創業等関連保証	一定料率0.80% ※下記条件を満たす場合は、0.60% ①新たに事業を開始しようとする創業者又は事業を開始して1年を経過していない新規中小企業者 ②認定経営革新等支援機関から創業計画の策定支援を受けていること ※上記割引を受けた場合、年2回以上、取扱金融機関に対し、計画の実行状況を報告する必要があります	保証人：原則不要 (法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しない) 担保：必要に応じて (特別小口保険の場合は保証人及び担保は不要)
	設備資金			7年以内 (据置期間12月以内)		1年以内 年 1.75% 1年超～3年以内 年 1.9% 3年超～5年以内 年 2.0% 5年超～7年以内 年 2.3%					
事業転換資金	運転資金	中小企業者が経営環境の変化に対応して事業の転換又は多角化を行うために必要とする資金 ・市内に事務所等を有し、1年以上継続して事業を営んでいること ・個人の場合は、市内に引き続き1年以上居住していること ・事業の転換又は多角化を行うこと	1,000万円以内	5年以内	割賦 ※元金均等払い	1年以内 年 1.85% 1年超～3年以内 年 2.0% 3年超～5年以内 年 2.1% 5年超～7年以内 年 2.4%	年3.0%、または融資利率の1/2のいずれか低い方	対象	普通保証	年0.45%～1.90%までの9区分	
	設備資金		1,500万円以内	7年以内		1年以内 年 1.75% 1年超～3年以内 年 1.9% 3年超～5年以内 年 2.0% 5年超～7年以内 年 2.3%					
経営力強化支援資金	運転資金	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と金融機関へ当該計画の進捗報告を行う中小企業者が事業の経営上必要とする資金（国が定める経営力強化保証制度の対象となる資金） ・市内に事務所等を有し、1年以上継続して同一の事業を営んでいること ・個人の場合は、市内に引き続き1年以上居住していること ・金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎報告すること（金融機関は経営支援の実施状況を年1回保証協会および市へ報告すること）	2,000万円以内	5年以内 (据置期間6月以内) ※例外あり	割賦 ※元金均等払い	1年以内 年 1.65% 1年超～3年以内 年 1.8% 3年超～5年以内 年 1.9% 5年超～7年以内 年 2.2%	年3.0%、または融資利率の1/2のいずれか低い方	対象 (責任共有制度対象外の既往借入金の借り換えの場合は対象外)	経営力強化保証	責任共有制度対象の場合：年0.45%～年1.75% 責任共有制度対象外の場合：年0.5%～2.0% ※別紙「保証料の適用」に示す通り、保証料率よりも1区分低い料率を適用	
	設備資金		3,000万円以内	7年以内 (据置期間12月以内) ※例外あり		1年以内 年 1.65% 1年超～3年以内 年 1.8% 3年超～5年以内 年 1.9% 5年超～7年以内 年 2.2%					

◆運転資金・原材料・商品仕入及び手形・買掛金の決済等に要する資金 ○小規模企業者…従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。）※例外あり。詳細は産業振興課までお問い合わせください。

◆設備資金・市内の店舗・工場等の新増築・改装及び機械の導入その他各種設備の購入に要する資金 ○事務所等…店舗、工場、事業所、事務所等 ○本店等…本店又は主たる事務所

※車両は、原則商用車に限ります。ただし乗用車の場合、車体の左右側面に、会社名または屋号を取り外し不可能な方法（マグネット等は不可）で表記することが条件です（A4サイズ以上）。